

平成25年12月9日

日本学生支援機構奨学金の 貸与と返還の現状

1. 奨学金の意義（基本法令）

教育の機会均等の確保のために

▶ 日本国憲法 第26条(第1項)

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

教育基本法 第4条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2. 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3. 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

独立行政法人日本学生支援機構法 第3条

独立行政法人日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

2. 日本学生支援機構奨学金の特徴（機構奨学金と教育ローン（融資）との比較）

機構奨学金

<事業目的>

- 教育の機会均等

<貸与を受ける者>

- 経済的理由により、修学に困難がある優れた学生・生徒本人。

<基準>

- 家計（家計支持者の収入・所得金額）、学力、健康、人物

<貸与方法>

- 原則として毎月の貸与

<事業運営>

- 国が資金を提供、学校が学力等の審査等の具体的な手続きを実施、日本学生支援機構が総括のうえ回収業務を実施。
- 日本学生支援機構における運営経費は国費。

<教育上の効果>

- 適格認定等による修学目的のより高いレベルでの実現。

教育ローン（融資）

<事業目的>

- 営利

<融資を受ける者>

- 学生・生徒の保護者等。

<基準>

- 一定額以上の収入、安定かつ継続した収入の見込み、勤続年数等の返済能力

<貸付方法>

- 通常は一括貸付

<事業運営>

- 金融機関が資金貸付、回収業務を実施。
- 運営経費は利子収入等。

<教育上の効果>

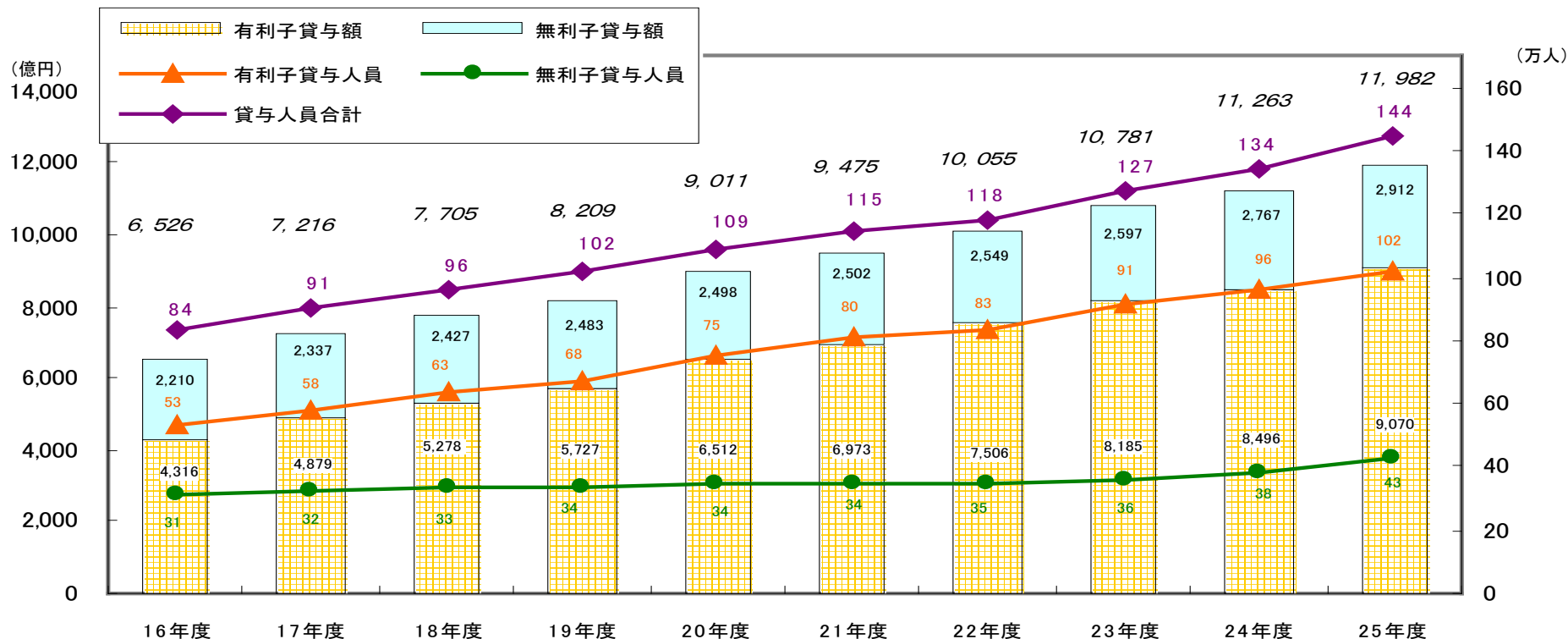
—

3. 貸与規模の推移

- 第一種、第二種奨学金の当初予算額が年々拡大している。特に第二種奨学金が飛躍的に伸びている。
- これに伴い貸与人員も増加の一途。機構設立以降では貸与人員が約1.7倍(平成16年度:84万人→平成25年度:144万人)に拡大している。

【奨学金事業予算の推移】

有利子奨学金の事業規模は急速に拡大。



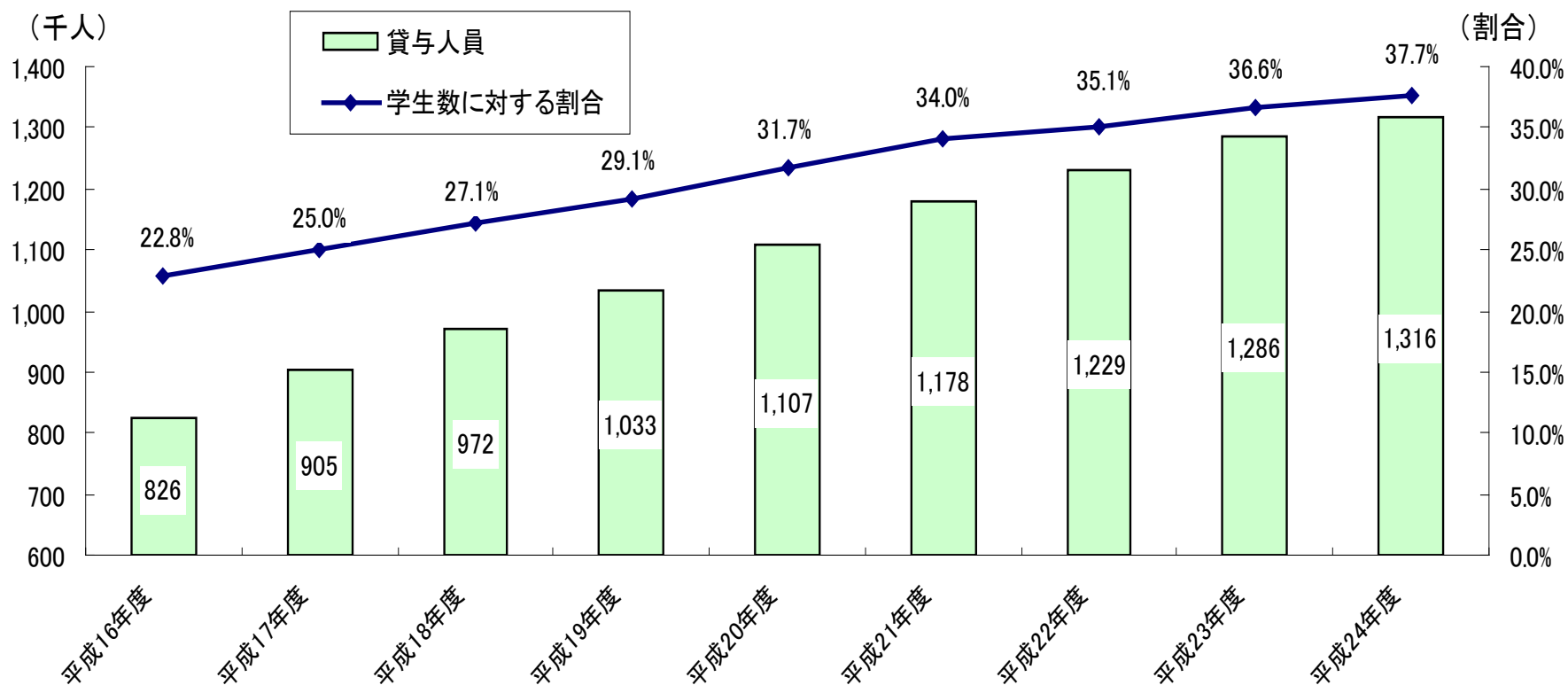
※1 上記は、大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校専門課程の合計であり、高等学校分は含んでいない。

※2 上記は当初予算である。

※3 四捨五入の都合上、計は一致しないことがある。

4. 学生・生徒数に対する貸与率の推移

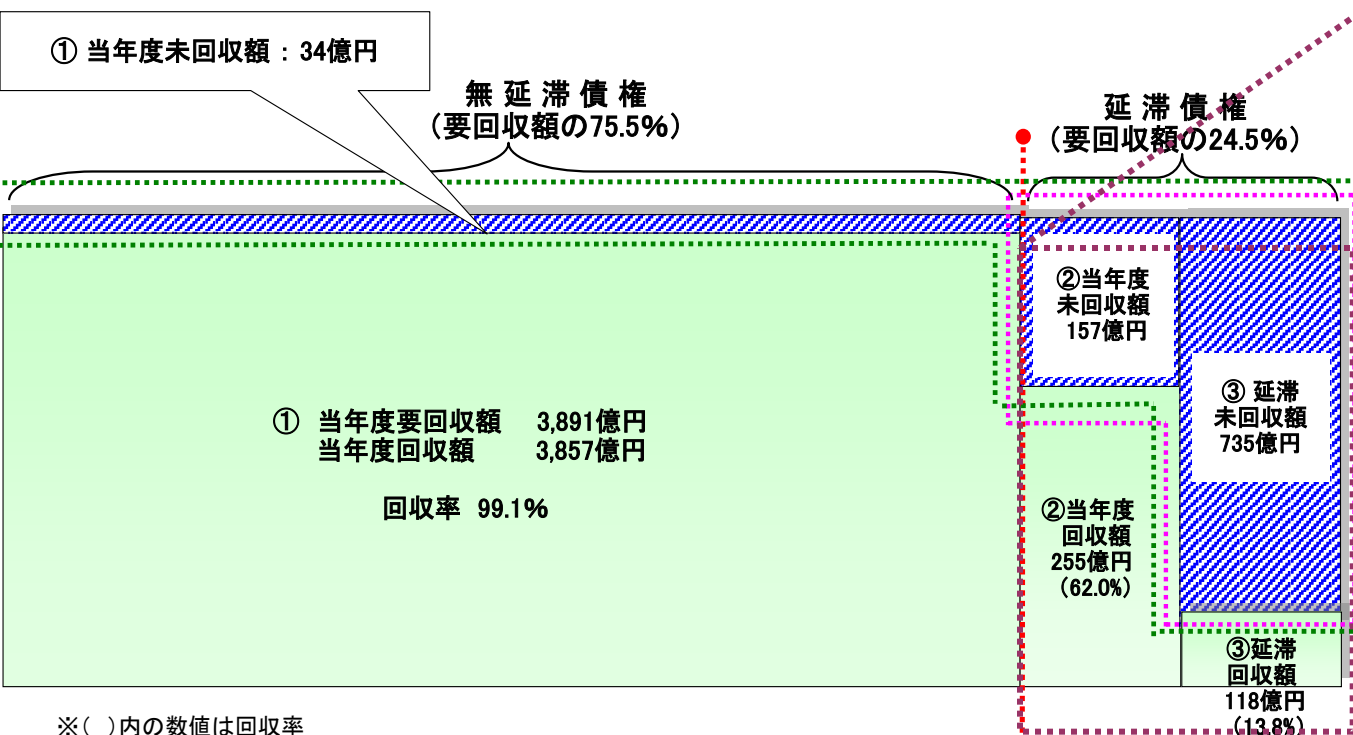
- 対象学校の学生・生徒数に対する貸与率は、年々上昇しており、平成24年度実績においては、大学生では約2.6人に1人、大学院生では約2.5人に1人、専修学校専門課程の生徒では約2.7人に1人が機構奨学生である。



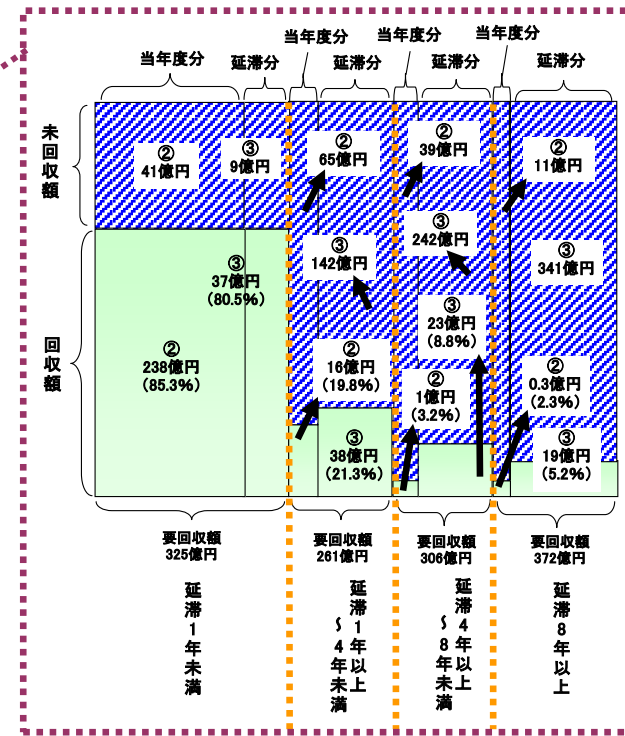
(注) 1. 貸与人員は、各年度の実績で延べ人数(第一種奨学金・第二種奨学金に係る貸与人員の計)である。

2. 貸与人員と対比する学生数は、各年度の学校基本調査(大学院学生数及び専修学校専門課程生徒数は日本学生支援機構調査)による。

5. 返還金回収状況（平成24年度実績）



※()内の数値は回収率



翌年度における延滞分
要回収額 925億円

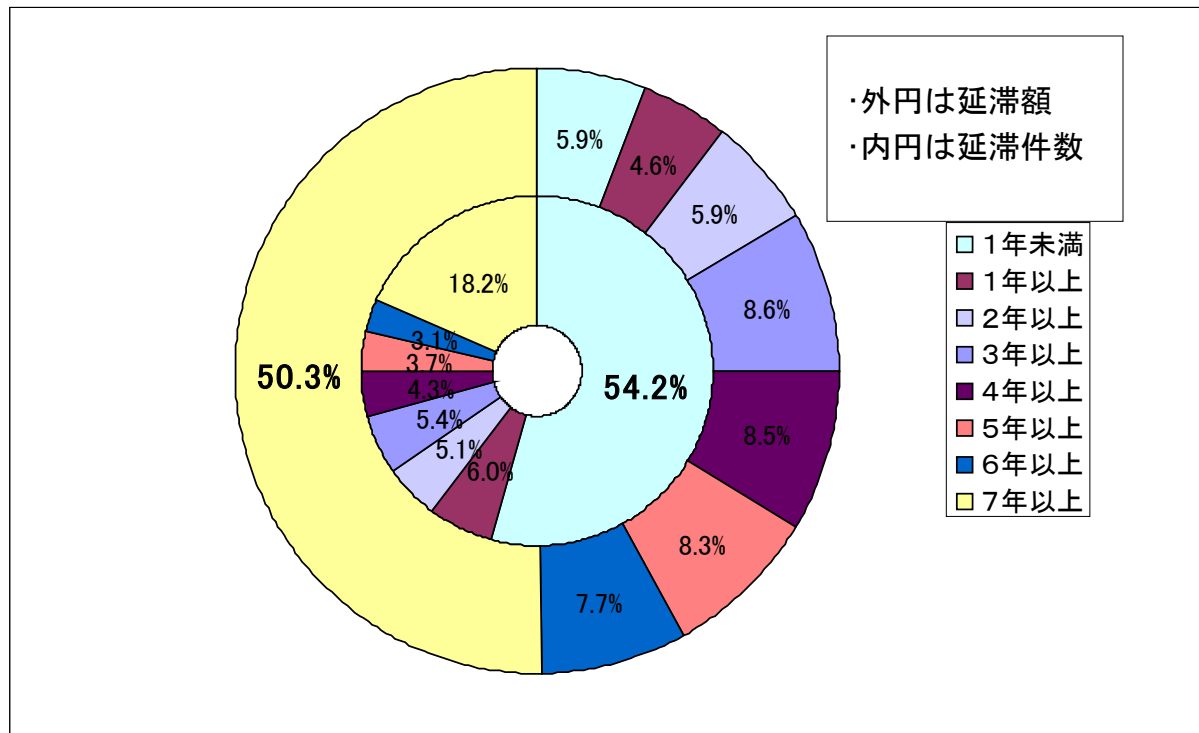
回収予定年度別の返還状況(平成24年度末現在)

	当該年度末返還実績				平成24年度末			
	要返還額	返還額	返還率	返還率 (繰上分を含む)	要返還額	返還額	返還率	返還率 (繰上分を含む)
H20年度	2,918億円	2,744億円	94.03%	94.88%	2,900億円	2,829億円	97.55%	97.90%
H21年度	3,282億円	3,089億円	94.12%	94.95%	3,261億円	3,171億円	97.25%	97.64%
H22年度	3,611億円	3,419億円	94.68%	95.42%	3,592億円	3,486億円	97.07%	97.48%
H23年度	3,936億円	3,746億円	95.18%	95.87%	3,922億円	3,798億円	96.84%	97.29%
H24年度	4,303億円	4,113億円	95.58%	96.22%	4,303億円	4,113億円	95.58%	96.22%

(注) 1. 区分は当該年度期首における状態である。
2. 要回収額とは、当該年度中に回収すべき額で、返還期日到来分のみ。
3. 要回収額及び回収額には、繰上返還額を含まない。
4. 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

6. 平成24年度 延滞年数別 延滞件数・延滞額

- 延滞額に着目すると延滞7年以上が50%以上であり、延滞が長期化した債権が多くを占めている。
- 延滞件数に着目すると延滞1年未満が50%以上を占めており、多くが延滞を解消している状況である。このことから初期延滞の回収施策が有効に機能していると考えられる。



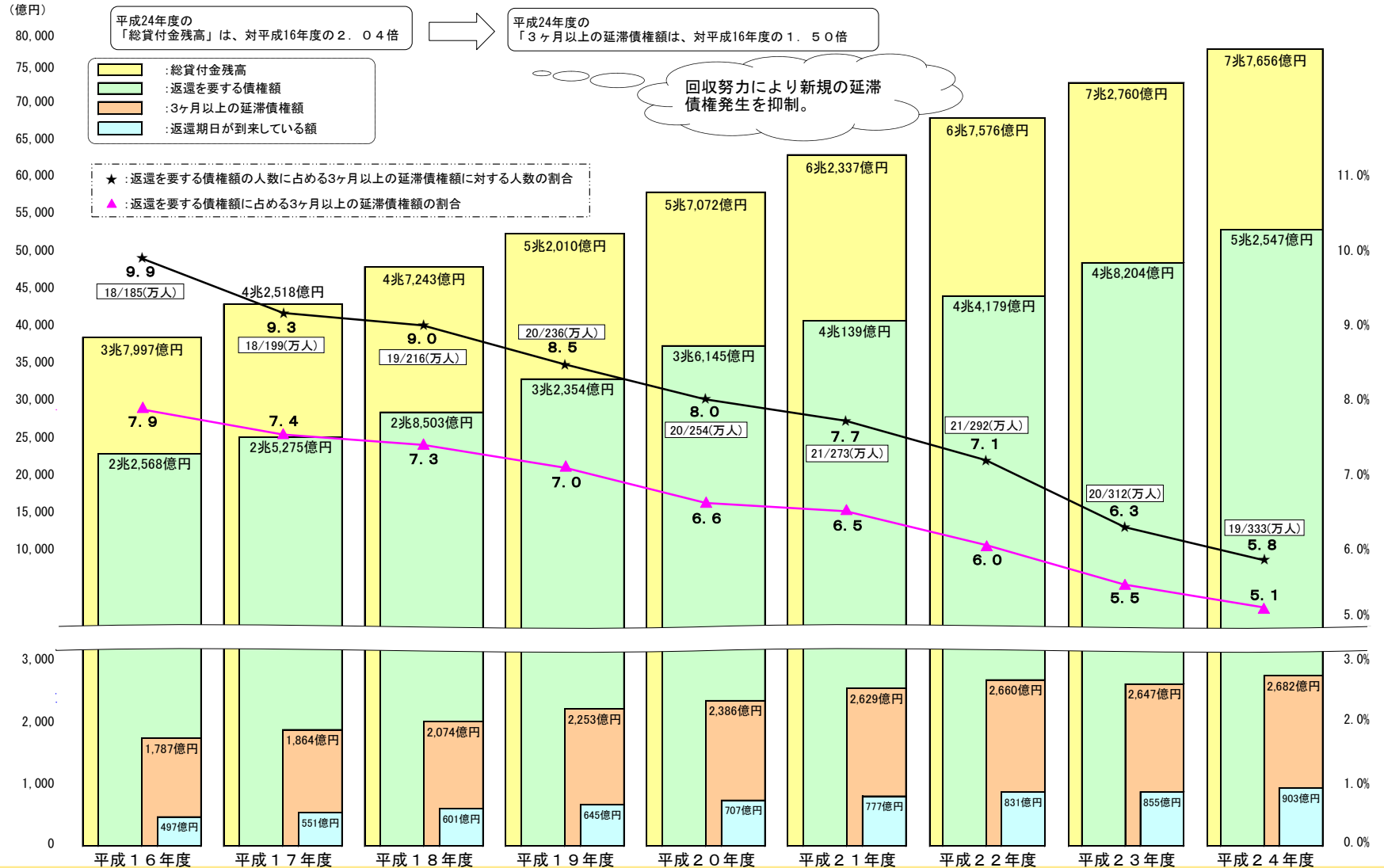
区分	1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	合計
延滞数(件数)	193,755	21,571	18,082	19,290	15,539	13,049	11,030	65,179	357,495
延滞額(億円)	55	43	55	80	79	77	71	465	925

区分	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上12月未満
延滞数(件数)	104,323	44,596	27,070	17,766
延滞額(億円)	11	11	16	17

7. 債権額と回収状況の推移

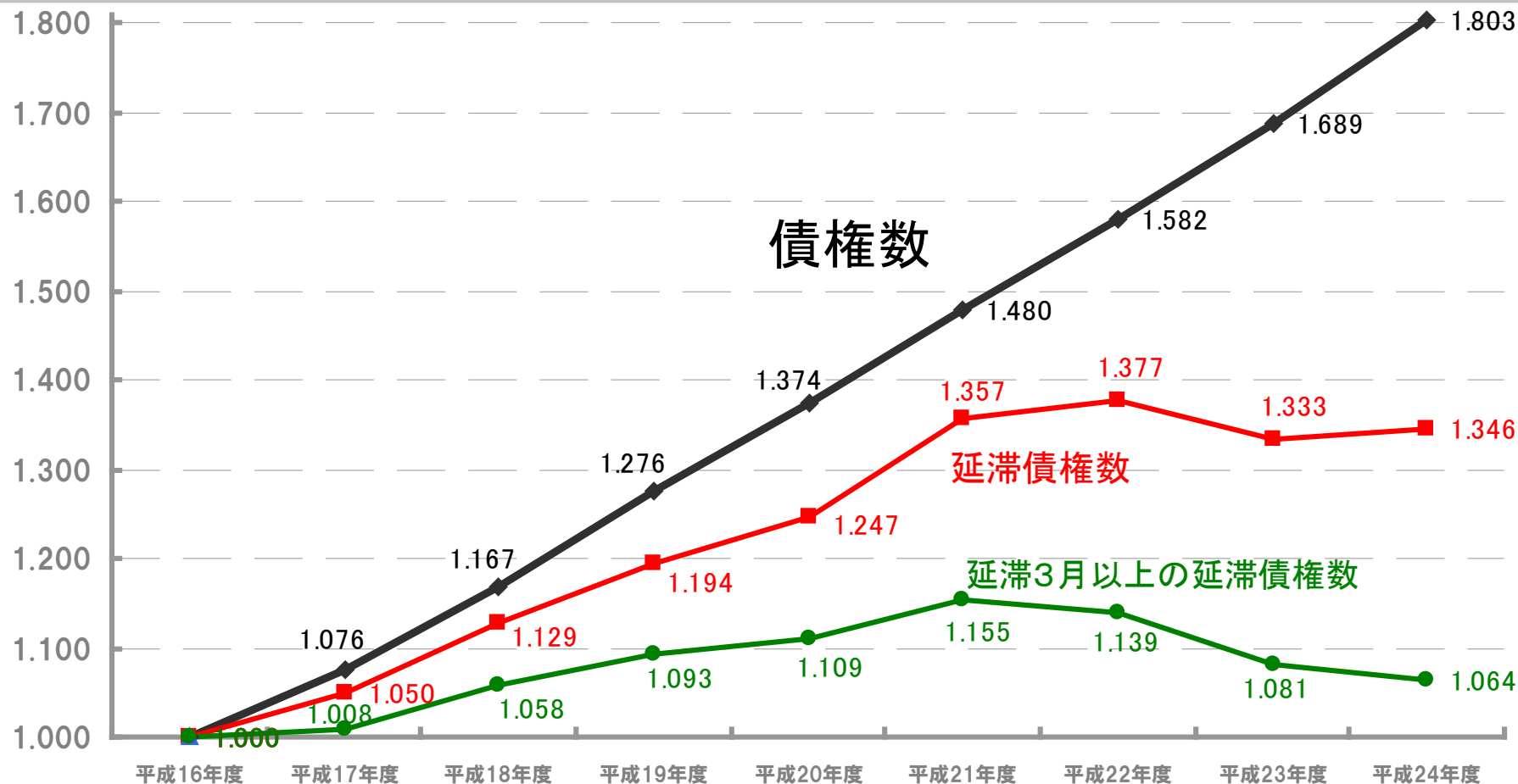
➤ 要返還債権が4,342億円増加しているにもかかわらず、3ヶ月以上の延滞債権額は34億円の増加(平成23年度→平成24年度)にとどまっている(初期延滞債権に対する返還促進策が功を奏している。)

※ 3ヵ月以上延滞債権2,682億円のうち、返還期日が到来している分は903億円。



8. 平成16年度の債権数を“1”とした場合の指数化した債権数の推移

- 債権数の伸び率と比較して、延滞債権数の伸び率は、より低い率に抑制されている。特に延滞3月以上の債権数は平成22年度以降、減少傾向に転じている。



	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
返還を要する債権数	199万債権	214万債権	232万債権	253万債権	273万債権	294万債権	314万債権	335万債権	358万債権
うち延滞債権	27万債権	28万債権	30万債権	32万債権	33万債権	36万債権	37万債権	35万債権	36万債権
うち延滞3月以上	20万債権	20万債権	21万債権	21万債権	22万債権	23万債権	22万債権	21万債権	21万債権



奨学生が卒業後に返還するお金が、次の世代の奨学金として使われます。
日本学生支援機構の奨学金は、先輩から後輩へリレーされていくものです。